

令和7年度 第9回 知名町農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月22日(月)午前9時45分～

2. 開催場所 知名町役場 2階会議室

3. 出席(欠席)委員

・農業委員 9人 (出席8人 欠席1人)

会長 1番 沖 道人

農業委員 2番 田尻 博樹(欠席)

農業委員 3番 永吉 雄子

農業委員 5番 榮 照和

農業委員 6番 辻 雄一郎

農業委員 7番 榮 米子

農業委員 8番 前原 伸治

農業委員 9番 幸山 利忠

農業委員 10番 前田 博徳

・農地利用最適化推進委員 9人 (出席9人 欠席なし)

推進委員 1番 栄 功助

推進委員 2番 藤田 英博

推進委員 3番 西 和秋

推進委員 5番 池沢 清良

推進委員 6番 森 由美子

推進委員 7番 久本 和秀

推進委員 8番 元榮 将博

推進委員 9番 芦村 利広

推進委員 10番 田畑 則仁

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告 第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告 第17号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案 第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第30号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 田邊 栄 事務局次長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

事務局	ただいまから、令和7年度第9回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は、農業委員8人の出席がありますので総会は成立します。それでは、沖会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 12/12 JA あまみ第2回事業運営検討委員会 について説明がありました。
議長	これより議題事項に入らせていただきます。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、3番 永吉 雄子 委員と5番 榮 照和 委員を指名します。 なお、本日の会議書記に事務局職員の神川次長と南郷主事を指名します。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは、日程第2の議題事項に移ります。 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。今回の報告は3件で、全て相続によるものです。 あっせん希望は無しです。詳細については資料をお目通しください。
議長	それでは次に報告第17号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第17号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。 1番 田皆字宇須久当〇〇3,151㎡を含む計2筆 7,270㎡、屋子母字〇〇さんから田皆字〇〇さんへの利用権の設定は所有権移転のため合意解約になります。 合意解約日と引渡日は令和7年12月1日です。
議長	それでは次に議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について報告します。 1番 住吉字永田〇〇2,414㎡、贈与。 譲渡人 瀬利覚字〇〇さん、譲受人 正名字〇〇さんです。 2番 住吉字屋陳当〇〇3,779㎡を含む3筆 計8,192㎡、売買。 譲渡人 住吉字〇〇さん、譲受人 正名字〇〇さんです。

<p>議長</p> <p>3 番推進委員</p> <p>5 番農業委員</p> <p>5 番農業委員</p> <p>6 番農業委員</p> <p>9 番農業委員</p> <p>1 番農業委員</p>	<p>3 番 正名字稚牧〇〇5,709 m²、売買。 譲渡人 正名字〇〇さん、譲受人 知名字〇〇さんです。</p> <p>4 番 田皆字宇須久当〇〇3,151 m²を含む3筆 計 7,654 m²、売買。 譲渡人 屋子母字〇〇さん、譲受人 正名字〇〇さんです。</p> <p>5 番 赤嶺字屋地原〇〇606 m²、売買。 譲渡人 横浜市〇〇さん、譲受人 久志検字〇〇さんです。</p> <p>6 番 下平川字松木原〇〇791 m²を含む2筆 計 1,766 m²、贈与。 譲渡人 大阪市〇〇さん、譲受人 下平川字〇〇さんです。</p> <p>7 番 下平川字前当原〇〇1,040 m²を含む2筆 計 1,635 m²、贈与。 譲渡人 大阪市〇〇さん、譲受人 正名字〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いします。</p> <p>1 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は畜産をしています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>2 番を説明します。譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は認定農業者でじゃがいもを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>3 番を説明します。この件は令和7年10月にあっせんがありました。 譲受人はきび農家で機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>4 番を説明します。この件は令和4年6月にあっせんがありました。 耕作者と売買金額で調整がつかず、今回の申請となりました。 譲受人はきびを作っています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>5 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。 譲受人は、ばれいしょときびとサトイモを作っています。 機械類も揃っています。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>6 番を説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。 譲受人は兼業農家で、機械類を借りて農業しています。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 番農業委員	7 番を説明します。譲渡人と譲受人は従兄弟です。 譲受人はサラリーマンで、夫や母と農業をして、機械類も揃っています。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいま、事務局及び地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
3 番推進委員	4 番の譲受人ですが、他の仕事が忙しくて畑の管理ができていないかと思われ れます。これから更に畑を増やしたら回らないかと思えます。現時点で後継 者もいません。公務員の息子が島内に 1 人、東京に 1 人いますが、退職され るのは何十年も後なのでそれまで畑の管理はできないと思えます。
5 番推進委員	先日、4 番の譲受人の息子がじゃがいもの植付の手伝いをしていました。
3 番推進委員	親子間で連携がとれていればいいと思えます。 手を広げすぎているかと思えますが。
8 番農業委員	4 番の譲受人と私は友人できびやじゃがいもを手伝っていますが、親子で畑 を管理しています。問題ないと思えます。
3 番推進委員	それならそれでいいと思えます。
議長	ほかに何かご質問がありませんか。(ほかに質問なし) それでは議案第 29 号について賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数) 挙手多数ですので、議案第 29 号は許可決定とします。
事務局	次に議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画(案)について事務局から説明 をお願いします。 議案第 30-1 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、総括表をご覧 ください。契約開始日は全て令和 8 年 2 月 28 日になります。 貸出期間が 2 年間の分が 1,220 m ² うち更新分が 1,220 m ² 、出し手・受け手・ とも 1 名ずつ、全て更新分です。 貸出期間が 4 年間の分が 543 m ² 、うち更新分が 543 m ² 、出し手・受け手とも 1 名ずつで、全て更新分です。 貸出期間が 5 年間の分が 43,373 m ² 、うち更新分が 4,368 m ² 、出し手が 6 名、 受け手が 5 名で、更新分が 1 名ずつです。 貸出期間が 7 年間の分が 532 m ² 、出し手・受け手とも 1 名ずつです。 こちらは新規の分です。

事務局	<p>貸出期間が 10 年間の分が 11,160 m²、うち更新分が 5,964 m²、出し手・受け手とも 2 名ずつで、更新分が 1 名ずつです。</p> <p>詳細については一覧表をご覧ください。</p> <p>議案第 30-2 号 農用地利用集積等促進計画(案)の所有権について説明します。移転時期はいずれも令和 8 年 2 月 28 日になります。</p> <p>農地中間管理機構が売渡す場合としては 赤嶺字大里〇〇1,650 m²を含む 3 筆 計 4,397 m² 地域振興公社から赤嶺字〇〇さんに対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>農地中間管理機構が買入れる場合としては 田皆字現手名〇〇1,852 m²を含む 2 筆 計 3,080 m² 兵庫県伊丹市〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p> <p>田皆字萬当〇〇4,444 m²を含む 6 筆 計 10,765 m² 鹿児島市〇〇さんから地域振興公社に対価〇〇円で移転予定です。</p>
議長	<p>議案第 30 号については事務局の説明のとおり農地中間管理機構に申請します。</p> <p>それでは以上を持ちまして今日の議題は全て終了しました。 おつかれさまでした。</p> <p>上記のとおり相違ないことを確認し署名する。</p> <p>令和 7 年 12 月 22 日</p> <p>議 長 沖 道人 署名委員 永吉 雄子 署名委員 榮 照和</p>